

奥州市景観計画



平成 26 年 4 月
奥 州 市

奥州市景観計画の策定にあたって



私たちの住む奥州市は、西側を奥羽山脈、東側を北上高地に囲まれ、市の中央を北上川が南北に縦貫しています。北上川西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、清流と緑豊かな自然に恵まれています。また広大で実り豊かな田園地帯や、由緒ある歴史資源が数多く存在するなど、多種多様で魅力的な景観資源に満ちあふれています。

本市においては平成 18 年 2 月に「奥州市の優れた景観を守り、育て、つくる条例」を制定し、独自の施策を推進してまいりましたが、よりよい景観への誘導を円滑に進めていくため、平成 20 年 8 月に景観行政団体へ移行し、法に基づく景観行政を進めることが可能となりました。平成 23 年 7 月には平泉文化遺産関連資産の白鳥館遺跡しろとりたていせきや長者ヶ原廃寺跡ちやうじゃがはらはいじあとにかかるところを対象とした「奥州市平泉文化揺籃ようらんの地景観計画」を策定しました。

このたび策定した「奥州市景観計画」は市全域を対象としたもので、これまでの本市の景観行政の積み重ねの上に成り立っているものです。

この計画に定める施策のひとつひとつを丁寧かつ着実に推進していくことで、奥州市らしさを活かした誇りの持てる景観の形成を実現し、しっかりと引き継いでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり熱心なご審議をいただきました各審議会委員、市民ワークショップや説明会でご意見をお寄せいただきました皆様、また、写真提供にご協力いただきました多くの皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 26 年 4 月

奥州市長 小沢 昌記

目 次

はじめに	1
第1章 計画の策定に当たって	2
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の目的	4
3 景観計画の区域	4
第2章 景観特性	5
1 自然景観	6
2 農村景観	7
3 市街地景観	8
4 工業・業務地景観	9
5 類型別の景観特性	10
第3章 景観形成の理念と目標	14
1 理念と目標	14
2 景観形成基本方針	15
(1) 豊かな自然景観を守り・育てます	17
(2) 実り豊かな農村景観を後世に伝えます	18
(3) 調和のとれた賑わいのある市街地景観をつくります	19
(4) ものづくりの工業・業務地景観をつくります	20
(5) みんなの協働で景観をつくります	21
第4章 景観形成への取組	22
1 地区区分と景観形成の方向	22
2 景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）	47
(1) 届出が必要な行為及び届出の手続き等	47
(2) 景観形成基準	54
3 景観形成重点地区・景観優良地区	62
(1) 景観形成重点地区	63
(2) 重点地区における景観形成のための行為の制限に関する事項	70
(3) 景観優良地区	82
4 景観重要建造物の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）	92
5 景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）	93
6 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（景観法第8条第2項第4号イ）	94
7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（景観法第8条第2項第4号ニ）	94
8 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）	94
(1) 景観重要公共施設の指定対象	95
(2) 整備に関する事項	106
(3) 占用等の許可基準（景観法第8条第2項第4号ハ）	108

第5章 景観まちづくり推進方針	111
1 景観まちづくりの推進に向けた体制	111
2 まちづくり資産の登録と維持管理	112
3 景観協定等	113
4 住民意識の醸成	113
5 景観形成の支援方策	113
6 住民等の意向に配慮した景観づくり	114
7 計画の見直し	114
第6章 景観計画と並行して取り組まれる景観まちづくり	115
1 地区計画・建築協定	115
参考資料	129
1 通知の対象となる行為	129
2 景観計画策定の経緯	131
3 ワークショップ員、ワーキンググループ員名簿	133
4 計画書に写真協力いただいた方々	135
5 用語集	135

はじめに

奥州市は、岩手県の内陸南部に位置し、北は北上市・西和賀町・金ヶ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に接しています。総面積は、993.35㎢と広大で、東西に約57km、南北に約37kmの広がりがあります。

市の中央を北上川が流れており、北上川西側には胆沢川によって開かれた胆沢扇状地が広がり、水と緑に囲まれた散居集落が広がっています。そして、焼石岳（標高1,548m）を主峰とする西部地域の焼石連峰は、ブナの原生林が多く残されています。また、北上川東側には、北上高地につながる田園地帯が広がり、東端部には、種山高原、阿原山高原が連なっており、市全域が豊かな自然に恵まれています。

さらに、全国的にも有名な正法寺や黒石寺、平泉文化遺産関連資産の白鳥館遺跡や長者ヶ原廃寺跡、接待館遺跡、歴史的まちなみが残る大畑地区など、多くの歴史文化資源があります。

本市の市街地は、古くから交通の要衝として栄えた水沢区、江刺区、前沢区を中心に形成されており、豊かな田園環境の中に形成された市街地は、自然の恵みと生活の便利さ両方を享受できるという強みを持っています。この市街地の中には、県南における商業中核拠点となっている、県内でも屈指の商業集積があり、また、地区計画や建築協定等により美しいまちづくりが進められている住宅地など、人々の暮らしの景観があります。

こうした様々な資源が醸し出す景観は、暮らしの息づかいや賑わい、歴史的、文化的な雰囲気、音や匂い、思い出などの視覚以外の領域にも深く関わっており、そのありようは、本市の文化を反映する大切な個性であり、かけがえのない財産といえます。

しかし、近年の社会構造の急激な変化や地球温暖化等による気候変動、さらには大規模災害等により、こうした魅力ある景観にも変化が生じてきています。優れた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに、次代を担う子どもたちの情操を豊かに育てるなど、人間形成に良好な影響を与えてくれるものです。

本市の優れた景観を守り育てていくために、これまで進めてきた景観づくり、まちづくりの取組を尊重しつつ、市民、事業者、行政が協働して、それぞれの地域の特長を活かした景観の保全・誘導や、個性的な景観を創出する魅力あるまちづくりを進めていきます。